

# 守谷市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 取組方針策定の目的

地方公共団体の技能労務職員等の給与は、同種の民間企業の従業者と比べて水準が高いとの多くの指摘や批判を受けているところです。このような状況の中、その指摘等を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続くであろうことを踏まえ、技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図るため、この取組方針を策定するものです。

## 2 現状

### (1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与月額及び民間従業員データ

区分	守 谷 市			民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給与月額(A)	類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	25 人	49.1 歳	336,200 円	—	—	—	—
学 校 給 食 員	12 人	47.4 歳	369,300 円	調 理 士	43.1 歳	264,900 円	1.39
学 校 用 務 員	6 人	54.1 歳	309,100 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円	1.36
自 動 車 運 転 手	1 人	**	****	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 者	43.7 歳	308,900 円	1.39
そ の 他	6 人	45.9 歳	390,200 円	—	—	—	—

※守谷市のデータは、平成19年4月1日現在のものです。

※その他には、作業員及び保育所調理員が該当しています。

※平均給与月額とは、基本給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当の額を合算したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです（期末・勤勉手当は含まれていません）。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを用いています（平成16年～18年の3か月平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※該当者1名の場合の数値は非公開としました。

(2) 年齢別職員数

区 分	31歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 体	0	1	4	4	3	0	4	9	0
学校給食員	0	0	2	3	2	0	3	2	0
学校用務員	0	1	0	0	0	0	0	5	0
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	2	1	1	0	1	1	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職俸給表(二)と同じ、行政職給料表(二)の5級制を採用しています。

また、平成18年4月には、国の給与構造見直しに伴い給料水準を平均1.2%引き下げています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

なお、平成19年4月から一部の特殊勤務手当を廃止し、現在、技能労務職員の特殊勤務手当は次のようになっています。

種 類	手 当 額	職 員 の 範 囲
給食業務手当	1月 4,000円	給食の業務に直接従事した職員(保育所調理員含む)
庁用バス運転業務手当	1月 7,000円	常時庁用バスの運転を業務とする職員が、庁用バス運転に従事した職員
土木作業業務手当	1月 4,000円	作業員として辞令を受け、土木作業に従事した職員

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、人事評価の評価に基づき次表の昇給基準により昇給を実施しています。

昇 給 区 分		A 極めて 良好	B 良 好	C 標 準	D 良 好 でない	E 極めて良 好でない
【制度完成時】 平成23年4月～	初任層・中間層	8号給以上	6号給	4号給	2号給	昇給なし
	57歳超	4号給以上	3号給	2号給	1号給	昇給なし
【昇給抑制期間】 平成18年4月～ 平成22年3月	初任層・中間層	7号給以上	5号給	3号給	1号給	昇給なし
	57歳超	3号給以上	2号給	1号給	昇給なし	昇給なし

### 3 基本的な考え方

技能労務職員の新規採用については、守谷市職員定員適正化計画に基づき退職者の補充は行わないこととしており、平成13年度以降実施していません。今後もこの方針を継続します。

給与については、民間の類似職種との均衡に留意しながら、給与水準の適正化に努めます。

また、民間に委ねることができる業務については、民間委託等を推進します。

### 4 具体的な取組内容

#### (1) これまでの取組み

##### ア 給料表

平成18年度からの給与構造の見直しに伴い、給与水準を平均1.2%引き下げました。

##### イ 昇格・昇給

平成14年度から人事評価制度を導入し、平成15年度から勤勉手当、平成19年度から昇給に反映させています。

また、57歳を超える職員の昇給抑制及び退職時昇給優遇制度を、平成18年度から廃止しました。

##### ウ 諸手当

乗用自動車運転業務に従事する職員の特殊勤務手当及び特殊作業用自動車等の運転業務に従事する職員の特殊勤務手当を、平成19年度から廃止しました。

##### エ 業務の見直し

学校給食センターの調理部門の民間委託を検討しました。

#### (2) 今後の取組み

- ・学校給食センターの調理部門を、平成20年度中に民間委託とします。
- ・庁用バスの運転業務に従事する職員の特殊勤務手当を、平成21年度から廃止します。

### 5 その他

平成19年4月1日現在の技能労務職員の数は25人で、今後、学校給食センターの調理部門の民営化及び55歳以上の職員が9人いることから、5年後には技能労務職員の数が現在の約半数になることが予想されます。

このような状況の中、民間に委ねることができる業務については、今後も引き続き積極的に民営化の導入を推進してまいります。